

## 働き方改革促進ビジネス開発委託事業 応募要領

### 1. 事業の目的

宮城県内の有効求人倍率が 1.7 倍を超えるなど、中小企業を中心に採用難が深刻化しています。一方、働き方改革関連法案が 2019 年 4 月から順次施行される予定ですが、導入に対して様々な課題や不安を感じる中小企業や個人（働き手）も少なくありません。

そこで、公益財団法人仙台市産業振興事業団（以下、「当事業団」）では、前述の諸課題を対象にした新規ソリューションビジネスについて公募・委託いたします。企業の採用・定着をサポートする、もしくは個人が働きやすい環境づくりを支援する事業をぜひご提案ください。

### 2. 対象事業

下記対象テーマに沿った新規ソリューションビジネス

- (1) 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- (2) 賃金引き上げと労働生産性の向上
- (3) 長時間労働の是正
- (4) 労働移動・人材育成・教育
- (5) テレワーク・副業・兼業などの多様な働き方
- (6) 中立的な社会保障制度
- (7) 女性・障害者・シニアの就業促進
- (8) 病気・育児・介護と仕事の両立
- (9) 外国人材の受入れ

※上記テーマに沿っていなくても、企業の採用難や人材不足が解消できるビジネスであれば申請可能です。

※概ね 2019 年度末から 2020 年度中頃までに市場化を目指すものを対象とします。

※既に市場化されているサービス・製品に新たな価値を付加するための開発でも構いません。

### 3. 応募資格

企業等の法人及び個人のうち、以下の要件を全て満たす事業者

- (1) 宮城県に所在すること
- (2) 市税等、税の滞納が無いこと
- (3) 本事業の進捗確認等に協力できること
- (4) 他の行政機関等（国、県、市町村、公益法人）から同一経費について補助金等の交付を当該年度に受けていないこと
- (5) 下記の要件に合致しないこと

- ・労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした事業者
- ・風俗営業またはその類似の業種、消費者金融、ギャンブルにかかるもの、社会問題を起こしている業種や事業者
- ・法律の定めのない医療類似行為を行う施設、民事再生及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- ・各種法令に違反している事業所や行政機関から行政指導を受け改善がなされていない事業者
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定されるもの)又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと

#### 4. 委託契約限度額

最大 1,500 千円/件 (金額は税込み)

#### 5. 委託先の選考

##### (1) 選考方法

専門家で構成する選考委員会が書類審査・面接審査を行い、委託先候補を決定します。なお、面接審査には原則として代表者又は開発責任者の方に出席して頂きます。

##### (2) 手続きの流れ

###### 2019 年

- 4 月 1 日 (月) 募集開始
- 4 月 11 日 (木) 募集説明会
- 5 月 10 日 (金) 募集終了
- 5 月中旬 書類審査の実施・結果通知
- 5 月 27 日 (月) 面接審査の実施 (書類審査通過者のみ)
- 5 月 30 日 (木) 委託先決定の通知
- 6 月上旬 当事業団と委託先との委託契約締結※
- 11 月上旬 受託者による事業進捗状況の中間発表

###### 2020 年

- 3 月 13 日 (金) 委託期間終了
- 3 月中旬 受託者による事業成果報告会
- 3 月下旬 委託料支払※

※契約締結後、委託金額の 30%までを前払金としてお支払いすることが可能です。

##### (3) 審査事項

###### ① 応募資格

- ② 経営（基本）方針（経営者の経営理念、長期ビジョン、自立性）
- ③ 事業の遂行能力
- ④ 申請内容の新規性、独自性、市場性、成長性、実現性
- ⑤ 仙台地域産業・社会への貢献度
- ⑥ 仙台地域内での受託事業の継続可能性
- ⑦ 支援の必要性
- ⑧ 申請金額の妥当性

## 6. 申込手続き等の概要

### (1) 申請受付先および問い合わせ先

申請前に必ず下記までご相談ください。

公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 担当：望月、名古屋  
住所：980-6107 仙台市青葉区中央 1-3-1 AER7 階  
TEL：022-724-1116 FAX：022-715-8205  
MAIL：[koyoushien@siip.city.sendai.jp](mailto:koyoushien@siip.city.sendai.jp)

### (2) 受付期間

2019年4月1日（月）～2019年5月10日（金）

### (3) 提出書類

- ・申請書
- ・以下の添付書類
  - ① 法人登記簿謄本（個人は不要）
  - ② 印鑑証明書
  - ③ 納税証明書
  - ④ 過去3年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の他、販管費内訳含む）及び事業報告

※提出書類は原本1部、コピー1部（計2部）をご用意ください。

※納税証明書は直近1年間の法人市民税（申請者が個人の場合は個人の市民税）の納税証明書をご用意ください。

※申請いただいた書類等は返却いたしませんので、予めご了承ください。

## 7. 委託契約について

### (1) 契約締結

実際の契約金額は必ずしも提案金額とは一致するものではありません。申請内容を審査委員会において精査した上で減額する場合があります。また、契約条件が合致しな

い場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 委託期間

本事業に係る契約期間は、委託締結日から当該年度の3月13日までとします。ただし、提案内容によっては終期を早めることができます。

(3) 対象経費

対象とする経費は、同委託事業を遂行するための経費（消費税を含む額）とします。詳細は別紙をご参照ください。

8. 知的所有権の帰属等

本事業を実施した事により特許権等の知的所有権が発生した場合は、それらの権利は当事業団が指定した場合又は特定の定めがある場合を除き、原則として受託者に帰属するものとします。

9. その他の留意事項

- (1) 委託費の支払いについては委託事業終了後の実績報告会への出席および実績報告書の提出を受け履行確認後、当事業団の会計手続きに従い受託者の口座に振り込みます。なお、委託費は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (2) 申請書の記載事実に虚偽・重大な事実の隠匿があった場合は、採択を取り消すとともに、当事業団に生じた損害を賠償頂きます。

対象経費一覧

項目	詳細
諸謝金	業務を遂行するために必要な専門家等を活用した場合に支払う謝金
直接人件費	業務にかかる直接人件費
旅費	業務を遂行するために必要な専門家等を活用した場合及び職員が出張した場合の旅費
会議費	会議・勉強会等にかかる会場使用料及び茶菓子代等（食事代は不可）
資料購入費	業務を遂行するために必要な資料等購入経費
借損料	機械・装置等の借用に要する経費
試作・設計費	試作・設計及び実験に要する経費
市場調査費	市場調査に要する経費
製造・改良・加工料	完成したサービス・製品の製造・改良・加工等に要する経費
雑役務費	委託業務に直接従事したアルバイト・パート等の賃金・交通費
通信運搬費	業務を遂行するために必要な通信費・資料送付等に伴う運搬費
消耗品費	業務を遂行するために使用する事務用品等消耗品等の購入に要する経費
特許、実用新案、意匠登録等の取得費	特許、実用新案、意匠登録等を取得するために要する費用
通訳・翻訳費	業務を遂行するために必要となる通訳・翻訳に係る経費
一般管理費	本事業の一般管理費
その他	以上の経費のほか、特に必要と認められる経費

※経費において、明確に区分することが困難なものについては、一般管理費で対応するものとします。